

大船渡商工会議所生命共済独自給付制度規程

(目的)

第1条 この規程は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「しおさい共済」の独自給付制度に関し、必要事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は「しおさい共済」に加入する当商工会議所会員事業所の事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は「しおさい共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。また、会員事業所は当商工会議所に対し、「しおさい共済」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「しおさい共済」の一部をなす福祉団体定期保険（以下、「団体定期保険」という。）の責任開始日と同日とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保険期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は〔別表1〕に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、〔別表1〕に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお、対象者が支払事由に該当し請求があった場合でも、〔別紙1〕に定める「見舞金・祝金を支払わない場合」に該当する場合には支給しない。

(見舞金及び祝金の受取人)

第9条 見舞金及び祝金の受取人は加入事業所または加入者とする。

(規程の制定・改廃)

第10条 この規程の制定及び改廃は、常議員会の決議により行う。

(附則)

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

〔別表 1〕 見舞金・祝金給付内容

1. 病気入院見舞金

《給付内容》

対象者が疾病により入院した場合、下記のとおり病気入院見舞金を支給する。なお、団体定期保険（一時金を除く）と病気入院見舞金の重複支給は行わない。

- (1) 平成 29 年 10 月 1 日からの保障期間内（毎年 10 月 1 日から 9 月 30 日までの 1 年間）においては、通算 10 日までを限度とし、下表のとおり病気見舞金を支給する。なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした入院日が属する月の加入口数を基準に病気入院見舞金を支払う。

加入口数	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口	6 口
平成 29 年 10 月 1 日以降の 病気入院見舞金	1 日 1,500 円	1 日 3,000 円	1 日 4,500 円	1 日 6,000 円	1 日 7,500 円	1 日 9,000 円

- (2) 平成 29 年 9 月 30 日以前の保障期間内（毎年 10 月 1 日から 9 月 30 日までの 1 年間）においては、10 日以上継続入院したときに下表のとおり病気見舞金を支給する。なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした入院 1 日目が属する月の加入口数を基準に病気入院見舞金を支払う。

加入口数	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口	6 口
平成 29 年 9 月 30 日以前 病気入院見舞金	5,000 円	20,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円	70,000 円

《病気入院見舞金を支払わない場合》

- ① 入院を開始した日から 3 年を経過した後に請求があったとき
- ② 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③ （平成 29 年 10 月 1 日以降）入院 1 日目が属する月の掛金が入金されず本制度が失効になったとき
- ④ （平成 29 年 9 月 30 日以前）継続入院した 10 日目の日が属する月の掛金が入金されず本制度が失効になったとき
- ⑤ 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

《必要書類》

- 見舞金・祝金請求書
- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本または写し

2. 災害通院見舞金

《給付内容》

対象者が平成 29 年 10 月 1 日以降の怪我により、5 回以上通院したときに（20 回限度）、下表のとおり災害通院見舞金を支給する。なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした通院 1 日目の日が属する月の加入口数を基準に災害通院見舞金を支払う。

加入口数	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口	6 口
災害通院見舞金	1 回 600 円	1 回 1,200 円	1 回 1,800 円	1 回 2,400 円	1 回 3,000 円	1 回 3,600 円

《災害通院見舞金を支払わない場合》

- ① 通院を開始した日から3年を経過した後に請求があったとき
- ② 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③ 通院した日が属する月の掛金が入金されず本制度が失効になったとき

《必要書類》

- 見舞金・祝金請求書

3. 結婚祝金

《給付内容》

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者が本制度の保障期間中に結婚した場合、一律10,000円の結婚祝金を支給する。

《結婚祝金を支払わない場合》

- ① 入籍した日から3年を経過した後に請求があったとき
- ② 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③ 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

《必要書類》

- 見舞金・祝金請求書
- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

4. 年祝金（厄年：男性42歳、女性33歳）

《給付内容》

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者が、本制度支給基準日（12月1日）において下記に該当する場合、一律10,000円の年祝金を支給する

《支給該当者》

- 男性 4月2日から12月31日生まれで、支給基準日の年に数え年で42歳に達する方
1月1日から4月1日生まれで、支給基準日の年の翌年に数え年42歳に達する方
- 女性 4月2日から12月31日生まれで、支給基準日の年に数え年33歳に達する方
1月1日から4月1日生まれで、支給基準日の年の翌年に数え年33歳に達する方

《年祝金を支払わない場合》

- ① 本制度支給基準日から3年を経過した後に請求があった場合
- ② 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③ 支給基準日の属する月の掛金が入金されず、本制度が失効となったとき

《必要書類》

- 見舞金・祝金請求書
- 生年月日が証明できる住民票等の原本又はその写し、もしくは運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し

5. 出産祝金

《給付内容》

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産した場合、一律10,000円の出産祝金を支給する。

《出産祝金を支払わない場合》

- ① 出産した日から3年を経過した後に請求があったとき
- ② 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③ 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

《必要書類》

- 見舞金・祝金請求書
- 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）の原本又は写し、もしくは母子手帳、健康保健証（続柄記載のあるもの）の写し

6. 成人祝金

《給付内容》

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者が、本制度支給基準日（12月1日）において下記に該当する場合、一律10,000円の成人祝金を支給する

《支給該当者》

- 男性 4月2日から12月31日生まれで、支給基準日の年に満20歳に達する方
1月1日から4月1日生まれで、支給基準日の年の翌年に満20歳に達する方
- 女性 4月2日から12月31日生まれで、支給基準日の年に満20歳に達する方
1月1日から4月1日生まれで、支給基準日の年の翌年に満20歳に達する方

《成人祝金を支払わない場合》

- ① 本制度支給基準日から3年を経過した後に請求があった場合
- ② 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③ 支給基準日の属する月の掛金が入金されず、本制度が失効となったとき

《必要書類》

- 見舞金・祝金請求書
- 生年月日が証明できる住民票等の原本又はその写し、もしくは運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し

7. その他

- ◆ 商工会議所は、病気入院見舞金・災害通院見舞金の請求手続きに際し、請求の内容について医療機関等に照会することがある。
- ◆ 商工会議所は、各見舞金・祝金の請求手続きに際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがある。